

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 6 月 26 日

株式会社 R i t a X

代表取締役社長 安藤 浩二

問合せ先：常務取締役 島田 万璃

03-5550-7250

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスとは会社が株主を始め、あらゆるステークホルダー（顧客・従業員・地域社会等）の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を行うための仕組みであると理解しております。このコーポレート・ガバナンスの実践により会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることになり、会社・投資家ひいては経済全体の発展にも寄与するものとなると考えております。

なお、当社の経営理念を「この自由な旗の下に集まった社員、その社員を豊かにし幸せにする。」とするとともに、パーパスを「構造設計技術を通じて安心安全な社会基盤の進歩発展に貢献する。」と定め、毎日朝礼において唱和して社内での徹底を図り、健全な企業風土を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
安藤 浩二	140,000 株	70.00
株式会社 H&K アセットマネジメント	60,000 株	30.00

支配株主名	安藤 浩二
-------	-------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

株式会社 H&K アセットマネジメントは、当社の代表取締役である安藤浩二の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等を行う際は、当該取引等の必然性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役（監査等委員である取締役を除く）関係】

定款上の取締役の員数	7 名以内
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
—												

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
—			

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の 委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	—	3	—	—	—	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	—	3	—	—	—	社内取締役

補足説明

取締役会の諮問機関として、取締役の選任、役付取締役の選定及び取締役の報酬額（監査等委員ではない取締役に係るものに限る。）の決定に関し、透明性、客観性及び公正性を確保することを目的として設置しております。

【監査等委員関係】

監査等委員会設置の有無	設置している
定款上の監査等委員である取締役の員数	4名以内
監査等委員である取締役の人数	3名

監査等委員、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人、内部監査室は相互に連携して、三様監査の充実に努め、それぞれの監査実施状況等に関し定期的に情報交換を行い、相互連携の強化を図り、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

監査等委員である取締役（社外）の選任状況	選任している
監査等委員である取締役（社外）の人数	3名
監査等委員である取締役（社外）のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤澤 廣一	他の会社の出身者													
神田 泰行	弁護士													
三林 昭弘	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤澤 廣一	○	—	同氏は、金融資本市場での長年の経験とコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス並びに財務・会計に関する専門知識を有しています。また、複数の企業の監査役や取締役を歴任し、企業ガバナンスの向上に実績を持っております。2022年からは当社の常勤監査役として内部統制とガバナンス

			ス強化に大きく貢献していることから適任と判断し、社外取締役を選任しております。 また同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
神田 泰行	○	—	同氏は弁護士としての豊富な企業法務に関する知見を有しています。また、他社の監査役・監査等委員を務める実績を持ち、監督機能の強化、特にコンプライアンス及びガバナンス面の強化に貢献できると考え、社外取締役を選任しております。 また同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
三林 昭弘	○	—	同氏は公認会計士及び税理士としての豊富な財務及び会計に関する知見を有しています。また、他社の取締役にも就任されています。同氏のこれらの知見や経験により、財務報告の信頼性確保、リスク管理、企業ガバナンス

			強化に貢献できると考え、社外取締役を選任しております。 また同氏は、㈱東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
--	--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員3名のうち3名を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や監査業務の実効性を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

勤続年数及び会社への貢献度等を総合的に勘案して付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2024年3月26日開催の第35回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額は年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額5,000千円以内）、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は年額12,000千円以内と決議しております。

また当社は、業績向上に対する意欲や監査業務の実効性を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、2024年3月26日開催の第35回定時株主総会において上記報酬額とは別にストック・オプション報酬を付与することを決議しております。その総額は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し年額8,460千円の範囲、監査等委員である取締役にに対し年額1,800千円の範囲としております。

当社では、2025年2月13日の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針について、次のとおり決議しております。

＜取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針＞

イ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は月例の固定報酬とし、個人別の報酬額は、役位、職責、業務に関する寄与度、業務経験など総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会決議により決定するものとする。

ロ．非金銭報酬（ストック・オプション）の内容および数またはその算定方法の決定方針

会社法第361条の規定に基づき、当社取締役の業績向上に対する意欲や監査業務の実効性を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、基本報酬額とは別枠でストック・オプション報酬として新株予約権を発行することがある。なお、割当数は、役位、職責、業務に関する寄与度、業務経験など総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会決議により決定するものとする。

監査等委員である取締役の具体的な報酬額については、上記の報酬限度額内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役(監査等委員)のサポート体制】

社外取締役に対するサポートは管理部を中心に行っております。取締役会の資料は、原則として管理部より事前配布し、社外取締役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や内部監査担当と連携し、取締役会決議事項に関する情報共有、その他経営関連事項についての意見交換等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会設置会社であり、かつ監査等委員会設置会社であります。

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名及び監査等委員である取締役3名により構成しております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。原則として毎月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております

<監査等委員会>

当社の監査等委員会は、3名（全て社外取締役、うち1名常勤）で構成しております。監査等委員会は、原則として毎月1回定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の共有等、監査等委員相互の連携を図っております。常勤の監査等委員は、契約書及び稟議書等の重要書類の閲覧を行うとともに経営幹部会その他の重要会議に出席し、必要あるときは意見を述べ、取締役の業務執行の監督を行い、ガバナンス体制及びコンプライアンス体制について監視を行っております。また、代表取締役、その他の取締役と適宜情報交換を行い、情報の共有に努めております。さらに、会計監査人及び内部監査室の三者で適宜情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めております。

<経営幹部会>

当社の経営幹部会は、常勤の取締役及びその他主要な従業員をもって構成されております。経営幹部会は、原則として毎月1回の定例経営幹部会を開催しており、各部門より業務執行の状況の報告を受け情報の共有を行うとともに業務執行の方針等の協議を行っております。

<リスク・コンプライアンス委員会>

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、常勤の取締役及びその他主要な従業員をもって構成されております。同委員会では、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、

年間スケジュールを定めるとともに、事案の発生ごとに開催することとしており、必要に応じて適宜スケジュール以外の議題を設定し、リスク管理及びコンプライアンス上の重要な事項を協議しております。

<内部監査室>

当社は代表取締役社長直下の組織として内部監査室を設置し、内部統制及びその業務執行状況について、全部署を対象とした定期監査を実施しております。内部監査室には専任担当者を置き、「内部監査規程」に基づき社内諸規程及び法令等の遵守状況の確認、効率性・安全性等に関する指摘・勧告等を行っております。

また、監査結果は、直接代表取締役社長に文書で報告され、被監査部門に対しては、監査結果を踏まえた改善指示を行い、その後改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を確保しており、内部監査の状況は毎月定例取締役会に報告されています。さらに、会計監査人及び監査等委員会とも適宜情報交換を行い、それぞれの監査の充実を図っております。

<会計監査>

当社は清友監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2024年12月期において監査を執行した公認会計士は人見敏之氏、市田知史氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名、その他1名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

<指名・報酬委員会>

当社は取締役の選任、役付取締役の選定及び取締役の報酬額（監査等委員ではない取締役に係るものに限る。）の決定に関し、透明性、客観性及び公正性を確保するため、任意の「指名・報酬委員会」を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2024年3月26日開催の定時株主総会の承認を経て、会社の機関設計の変更を行い、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。これは、取締役の職務執行の監査及び監督を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。

また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の充実、徹底を図っております。年間スケジュールを定めるとともに、事案の発生ごとに開催することとしており、必要に応じて適宜スケジュール以外の議題を設定し、リスク管理及びコンプライアンス上の重要な事項を協議しております。

さらに、代表取締役社長直下の組織として内部監査室を設置し、内部統制及びその業務執行状況に

ついて、全部署を対象とした定期監査を実施しております。

これらの各機関が相互に連携することで、透明性の高い意思決定、迅速な業務執行及び監査の実効性を担保できると考えており、現在の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が適切な権利行使ができるよう Web サイトへの公開を行うほか、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日を避けた日程での開催を行うよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は株主・投資家の皆さまをはじめ全てのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示、説明責任を果たすことは上場企業の責務であると考え、当社ホームページ内に IR 専用ページを設け、当社の経営・事業活動について積極的に開示する方針を作成し、公表する予定です。
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内の IR 専用ページを開設し、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部を担当部署として IR 活動を行ってまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社は、ステークホルダーの皆様に対して適時適切な会社情報の開示を行うこと基本姿勢とし、適時開示規程を制定しております。同規程にない情報につきましても、ステークホルダーに有用であると判断するものにつきましては積極的かつ公平な開示に努めてまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社は、奨学金返還支援制度を新設し、若手社員の奨学金返還負担の軽減を図ることとしております。安心して働ける環境づくりを通じて、社員の定着と成長を支援するものであり、将来の人材育成および社会課題の解決に寄与する重要な取り組みと認識しています。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社は適時適切に会社情報を広く公表することが、当社の株主の皆さまを始め全てのステークホルダーの意思決定において重要であると認識しております。このような認識の下、当社ではホームページ、決算説明会等の充実を図ることにより積極的に情報を提供する機会を設けていく方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性と法令遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築を重要な経営課題と位置付けており、会社法に基づき、下記のとおり取締役会にて内部統制システム整備の基本方針を決定し決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人に、法令、定款、規程、社会的規範等の遵守を徹底する。
- 2) コンプライアンスの推進に関する重要事項の決定は取締役会が行う。また、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する具体的な事項を決定する。
- 3) リスク・コンプライアンス委員会は原則として四半期ごとに開催し、コンプライアンス上の課題を検討するとともに、コンプライアンス教育・研修を定期的の実施し、全社的なコンプライアンス体制の構築及び推進にあたる。
- 4) 法令違反行為等に関する通報窓口として、コンプライアンス・デスクを整備し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見、機動的な自浄作用の促進及び業務効率の向上、風評リスクの発生及び軽減、並びに社会的信頼性の確保を図る。
- 5) 反社会的勢力排除に向け、「反社会的勢力排除に関する基本方針」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりをもたず、また、不当な要求には断固として

これを拒絶する。これらの反社会的勢力に対しては、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び文書管理規程のほか社内規則に則り、適切に保存及び管理する。
- 2) 取締役は、その職務遂行の必要に応じて、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理に関する重要事項の決定は取締役会が行う。また、リスク・コンプライアンス委員会において、リスク管理に関する具体的な事項を検討する。
- 2) 業務上抱える各種リスクに対する管理体制として、「リスク管理規程」を定め、事業に係るリスク及びそのリスクが及ぼす影響を把握したうえで、適切な経営管理による対応策を講じる。
- 3) リスク・コンプライアンス委員会は常勤の取締役や主要な使用人で構成し、原則として四半期ごとに開催し、リスクの洗い出しをするとともにその対応策を協議する。
- 4) リスクの発生またはその可能性を知ったときは、対策本部等を設置し、必要な対策を迅速かつ適切に講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役社長からの権限委譲を受け、担当分野の業務を執行する責任者として取締役を配置し、各取締役は関係法令、経営判断の原則及び善良な管理者の注意義務等に基づき、経営に関する重要事項についての意思決定を迅速に行うとともに、その職務の執行状況について適宜取締役会に報告することにより取締役相互の監督を行う。
- 2) 原則として毎月1回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について審議し、迅速な意思決定を行う。
- 3) 「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等により取締役の職務及び権限、責任の明確化を図り、効率的な業務執行を行う。

5. 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 「関係会社管理規程」を定め、子会社に対する適切なサポート及び管理・監督を通じて当社グループの業務の適正を確保する。
- 2) 監査等委員は、必要があると認めたときは、子会社に対し、その業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3) 当社グループが各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成するために必要な組織・規程等を整備する。
- 4) 代表取締役社長直下の組織として内部監査室を設置する。内部監査室は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に書面で報告し、定期的に取締役会に報告する。

6. 監査等委員がその業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

1) 監査等委員は職務を補助すべき使用人を選任し、監査業務の補助に当たらせることができる。

7. 第6項の業務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 補助者の人事異動については、監査等委員会の意見を聴取し、尊重するものとする。

2) 監査等委員の補助者は、監査等委員の指揮命令に従い、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けないものとする。

3) 監査等委員の補助者は、監査等委員に係る業務に優先して従事する。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

1) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重要な影響を及ぼす恐れのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員に報告する。

2) 常勤の監査等委員は、当社の経営会議等の重要会議に出席し、情報の収集に努める。また、いつでも関係資料を閲覧することができる。

9. 第8項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

1) 通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

2) 通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように適切な措置を講じる。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1) 監査等委員が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、当該請求に係る費用が監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

2) 通常費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査等委員は事前に通知するものとする。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、代表取締役及びその他の取締役と定期的に意見交換を行う。

2) 監査等委員会は、監査の質の向上及び実効性の確保を図るために、内部監査室及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは絶対に付き合わないという信念のもと「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、いかなる場合においても反社会的勢力と取引を一切行わず、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、同勢力に金銭その他経済的利益を提供しないこととしております。

(2) 反社会的勢力の排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、「反社会的勢力等排除規程」を定め、反社会的勢力排除への対応ルールを整備しております。

同規程の下に「反社会的勢力等調査要領」を定め、新規取引先については、新聞記事や雑誌、インターネット等にて検索する方法を基本として情報収集をするとともに、外部調査機関等を用いて事前に信用調査を行っております。

既存取引先については、原則として年に1回の頻度で再調査を行っております。また、取引先との間で締結する基本契約書では、契約当事者双方が反社会的な勢力ではないことを表明するとともに、相手先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨等の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。また、万一に備えての所轄警察署の相談窓口、弁護士等外部専門機関との連携体制の構築も実施しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

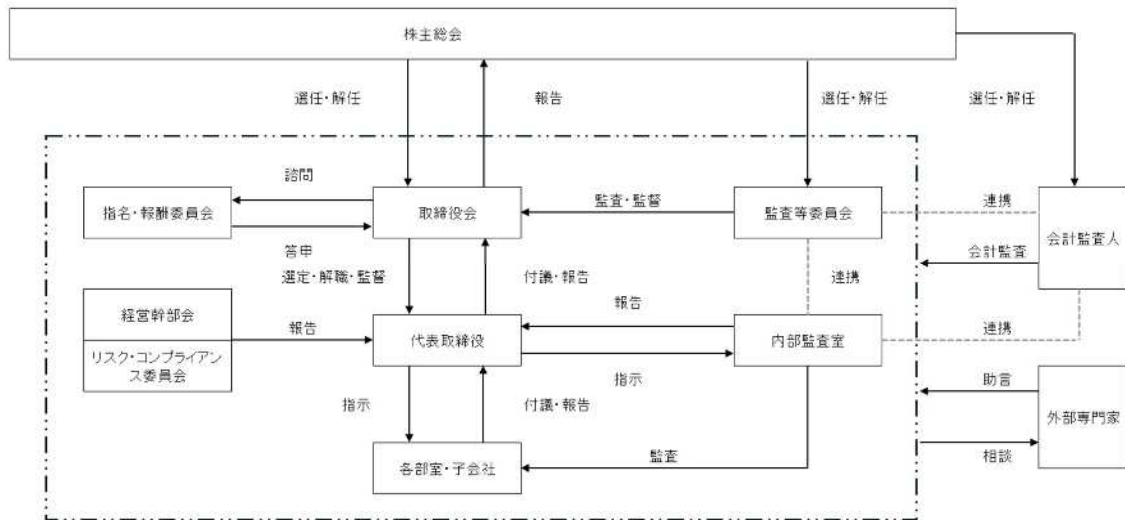
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

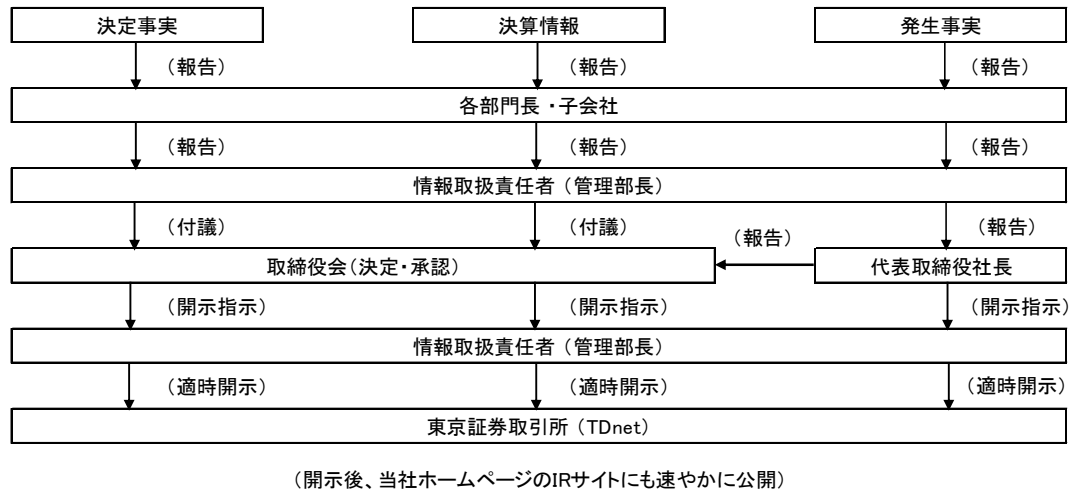
当社のコーポレート・ガバナンス体制および開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付しております

【模式図(参考資料)】

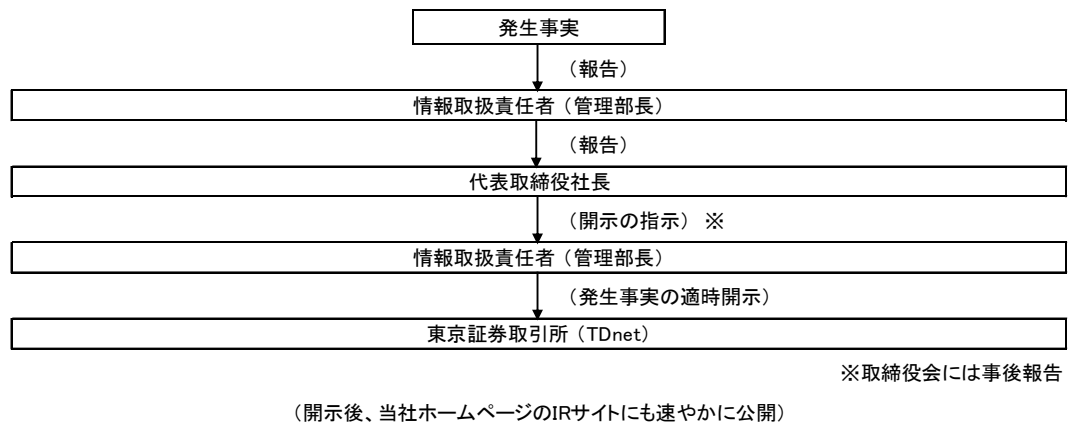


【適時開示体制の概要（模式図）】

【適時開示体制の概要（模式図）】



緊急を要する場合の手続き



以上